

外食事業者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
国産農林水産物を活用したデリバリー等への取組	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目について、飲食店が新商品開発を行いデリバリーや店頭販売等に取り組む際の食材費、容器包装費等について支援</p>	<p>支援対象：民間団体等</p> <p>補助率：定額、対象経費の1/2以内</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>大臣官房政策課</p> <p>TEL：03-6744-2089</p> <p>もっと知りたい もっと知りたい（詳細）</p> <p>紹介動画</p> <p>実施要綱・要領</p>
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】</p> <p>期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>オンライン予約・来店した利用者へのポイント付与、プレミアム付食事券の発行を実施</u></p>	<p>支援対象：民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者）</p> <p>補助率：委託等</p> <p>事業実施主体：民間事業者</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室</p> <p>TEL：03-6744-0402</p> <p>E-mail：gaishoku@maff.go.jp</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>実施要綱・要領</p>
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援	<p>【輸出等新規需要獲得事業】</p> <p>①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援</p> <p>②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、<u>安定調達可能な原料の切替に伴う経費</u>を支援</p>	<p>支援対象：食品事業者等</p> <p>補助率：対象経費の1/2以内</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局食品製造課</p> <p>TEL：03-6744-7180</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>

外食事業者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証	【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中堅・大手外食事業者を支援	支援対象：中堅・大手外食事業者 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会	食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画



外食事業者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>売り先がなくなっ た農林水産物・食 品の有効活用を支 援</p>	<p>【未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策及び再生 利用の促進対策】</p> <p>(1) フードバンク活用の促進対策</p> <p>①未利用食品をフードバンクに寄附 する際の輸配送費</p> <p>②フードバンクの受入能力向上に必 要となる一時保管用倉庫、運搬用 車両等の賃借料</p> <p>(2) 再生利用の促進対策 未利用食品を再生利用する際に必要 となる輸配送費及び再生利用事業者に 対して支払う再生利用に係る処理費</p>	<p>補助率：定額</p> <p>主な支援対象</p> <p>(1)</p> <p>①食品関連事業者、農林漁業者、 都道府県・市町村、民間事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の庸車により行うもの (常温：7,000円/トン以内、 冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内) ・小口配送便等により行うもの (常温：70円/kg以内、 冷凍・冷蔵：130円/kg以内) <p>②フードバンク</p> <p>(2)</p> <p>食品関連事業者、農林漁業者、 都道府県・市町村、民間事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送費（7,000円/トン以内） ・再生利用に係る処理費（32円/kg 以内） 	<p>食料産業局バイオマス循環資 源課 TEL：03-6744-2066</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領</p> <p>▶紹介動画</p> <p>▶食品関連事業者 等向けちらし ▶フードバンク 向けちらし</p>



外食事業者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p> ▶ もっと知りたい ▶ 農林漁業者向けパンフレット ▶ 紹介動画 (基本情報編) </p> <p> 【個人向け】 ▶ 申請要領 【法人向け】 ▶ 申請要領 </p> <p> ▶ 紹介動画 ▶ 紹介動画 </p> <p> 【申請ページ】 ▶ 申請ページ </p>

外食事業者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u> 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の休業等については下記も適用 （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業手当に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ➢中小企業 4/5、 ➢大企業 2/3 ○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ <ul style="list-style-type: none"> ➢中小企業 10/10、 ➢大企業 3/4 など ・1日当たり助成額上限 15,000円 ○教育訓練をした場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢中小企業 2,400円/日加算 ➢大企業 1,800円/日加算 	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

外食事業者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等 対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和2年12月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から12月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>